

平成 30 年 12 月 21 日
株式会社日本政策金融公庫

平成31年度日本政策金融公庫予算（政府案）について

本日（12月21日）、平成31年度予算政府案が閣議により決定されました。この決定を踏まえた日本政策金融公庫の各業務の事業規模等は以下のとおりです。

[平成 31 年度事業規模]

【融資・証券化支援業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度予算案	30 年度計画
国民一般向け業務	28,000	26,400
農林水産業者向け業務		
（融資業務）	6,560	6,150
（証券化支援業務）	19	19
（出資業務）	-	-
中小企業者向け業務		
（融資業務）	15,000	17,600
（証券化支援買取業務）	400	400
（証券化支援保証業務）	105	105
（債務の保証業務（海外展開支援））	500	500
（売掛金債権証券化等支援業務）	-	55
合計	50,584	51,229

【信用保険等業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度予算案	30 年度計画
信用保険等業務		
（中小企業信用保険）	109,000	115,000
（破綻金融機関等関連特別保険等）	660	660
（信用保証協会に対する貸付）	240	240
合計	109,900	115,900

【危機対応円滑化業務・特定事業等促進円滑化業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度予算案	30 年度計画
危機対応円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	1,990	4,670
（損害担保）	1,232	2,249
（利子補給）	54	105
特定事業等促進円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	1,400	700
合計	4,676	7,724

（注）金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務（主なもの）

創業や新事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規開業資金」等の拡充 ⇒ 『『地域おこし協力隊』の任期を終了し、当該地域で創業する方』及び「地方創生推進交付金を活用した移住支援金及び起業支援金の両方、または起業支援金のみ」の交付を受けて創業する方」を特別利率の適用対象に追加
事業承継への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒ 「経営承継円滑化法の認定を受けた後継予定者（非代表者）」を貸付対象に追加
事業再生への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活衛生関係営業企業再生貸付（生活衛生貸付）」の創設 ⇒ 「事業再生に向けた取組を行う振興計画認定組合の組合員」を支援する制度を創設 ・「企業再建資金」の拡充 ⇒ シンジケートローン特例の資金使途に、「公庫融資の残高を有しない方に対する運転資金」を追加

農林水産業者向け業務（主なもの）

セーフティネット需要へのきめ細かな対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林漁業セーフティネット資金」の拡充 ⇒ 特認限度額の拡充
農林水産業の新たな展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「青年等就農資金」の拡充 ⇒ 償還期限の拡充 ・「林業構造改善事業推進資金」の拡充 ⇒ 高性能林業機械の取得等に係る貸付限度額の拡充 ・「特定農産加工資金」の延長・拡充 ⇒ 取扱期間の延長 ⇒ 貸付対象となる特定農産加工業の業種の追加

中小企業者向け業務（主なもの）

事業承継への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒ 「経営承継円滑化法の認定を受けた後継予定者（非代表者）」を貸付対象に追加 ⇒ 公庫融資借換特例制度の利用対象に事業承継・集約・活性化支援資金を追加
事業再生への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業再建資金」の拡充 ⇒ シンジケートローン特例の資金使途に、「公庫融資の残高を有しない方に対する長期運転資金」を追加